

令和8年度 東京都立小笠原高等学校徴収金基本計画

学校徴収金事務取扱規程第2条第2項に基づき、学校徴収金の基本計画を次のとおり定める。

1 学校で取り扱う学校徴収金の種類

(1) 学年費会計、生徒会費会計、選択家庭科教材費会計とする。

2 徴収目的

(1) 学年費は、教材・教具、実習材料費及び学校行事等(修学旅行含む)に必要な経費を学校で一括処理するために徴収する。

(2) 生徒会費は、生徒会活動に必要な経費を一括処理するために徴収する。

(3) 選択家庭科教材費は、家庭科選択授業における被服製作費、食材料費を徴収する。

3 徴収金額

(1) 1 学年

学年費(教材費)	11,300円
学年費(修学旅行費)	99,000円
生徒会費	4,800円
合 計	115,100円

(2) 2 学年

学年費(教材費)	31,000円
学年費(修学旅行費)	99,000円
生徒会費	4,800円
合 計	134,800円

(3) 3 学年

学年費(教材費)	23,600円
生徒会費	4,800円
選択家庭科教材費会計(フードデザイン)	7,000円
選択家庭科教材費会計(ファッション造形基礎)	10,000円
合 計(選択家庭科を除く)	28,400円

4 徴収方法

本校指定の口座へ振り込みとする。

5 預託する金融機関

七島信用組合 小笠原支店とする。